加盟店規約

（改定　平成 30 年 2 月 7 日）

第１条（加盟店等）

1. 加盟店とは、直接加盟店、金融機関加盟店、間接加盟店、任意組合および組合事業加盟店をいいます。
2. 直接加盟店とは、本規約を承認のうえ、日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）において加盟店として登録され、第５条第１項に定める加盟店契約を締結した法人または個人をいいます。
3. 金融機関加盟店とは、本規約を承認のうえ、機構において加盟店として登録された金融機関をいいます。なお、金融機関加盟店は、発行銀行が定めるデビットカード取引規定においては「直接加盟店」に含まれるものとしますが、本規約第５条第１項に定める加盟店契約は締結しないものとします。
4. 間接加盟店とは、本規約を承認のうえ、直接加盟店と第５条第２項に定める間接加盟店契約を締結した法人または個人をいいます。
5. 任意組合とは、民法上の組合であり、本規約を承認のうえ、機構において加盟店登録され、第５条第１項に定める加盟店契約を当該組合の代表者を通じて締結したものをいいます。
6. 組合事業加盟店とは、任意組合の組合員であり、本規約を承認した法人または個人をいいます。
7. 日本電子決済推進機構所定の加盟店規約とは本規約を指すものとします。

第２条（加盟店の一般的義務）

1. 加盟店は、顧客が、商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について顧客が負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を顧客の預貯金口座からの預貯金の引落し等によって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）の申込を、デビットカード（機構の会員である金融機関が発行する当該預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者（以下「発行銀行」といいます。）によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいい、以下「カード」と称します。）を提示して行うときは、本規約に従い当該顧客とデビットカード取引契約を締結するものとします。但し、第５条第１項に定める利用カード限定加盟店契約を締結した直接加盟店、第５条第２項に定める利用カード限定間接加盟店契約を締結した間接加盟店、第５条第３項に定める利用カード限定組合契約を締結した組合事業加盟店においては、当該利用カード限定加盟店契約、利用カード限定間接加盟店契約又は利用カード限定組合契約（以下「利用カード限定加盟店契約等」と総称します。）に基づきデビットカード取引契約を締結すべきカードは、第５条第２項に定める加盟店銀行との間で機構所定の方法により当該加盟店においてカードを利用することに合意した発行銀行が発行するものに限られるものとします。利用カード限定加盟店契約等を締結した加盟店を、「利用カード限

定加盟店」と総称します。

2. デビットカード取引契約は、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、カードの暗証番号が端末機に入力された時に成立するものとします。
3. 加盟店は、端末機が備え置かれている店舗内外の見やすい所に、機構所定の加盟店標識を掲示するものとします。
4. 加盟店に設置される端末機等は、機構所定の安全基準を満たすものを使用するものとし、各加盟店の費用と責任において備え置くものとします。
5. 加盟店は、第５条第２項に定める加盟店銀行、同条項に定める間接加盟店契約を締結した直接加盟店又は同条第３項に定める取り決めをした任意組合より、当該加盟店の事業形態、デビットカードの利用形態、及び過去の前払式証票の偽変造等の事故等に照らして、より強度なセキュリティー体制が必要と認められ、デビットカード取引のセキュリティーにつき指導・監督を受けた場合には、これに従うものとします。
6. 加盟店は、端末機等またはシステムに関して知り得た技術上その他の機密を第三者に漏洩または開示してはならないものとします。
7. 加盟店は、全加盟店のデビットカード取引に係る取扱利用実績および業種別・地域別内訳を機構が公表することがあることに承諾するものとします。但し、個々の加盟店の取扱利用実績を機構が公表することはないものとします。
8. 加盟店または端末所有者は、端末機の不正な利用または取扱をしないものとし、端末機を将来に亘り利用しないこととなり、または利用できない状況となった場合、機構所定の方法により処分するものとします。
9. 金融機関加盟店におけるデビットカード取引契約に関わらない顧客の口座引落可能照会については、金融機関加盟店は、その目的について事前に顧客に説明しその承諾を得るものとします。
10. 加盟店は、利用者に現金を取得させることを目的としてデビットカード取引契約を行うことはできないものとします。
11. 加盟店は、デビットカード取引契約を締結する場合は、第５条第１項に定める加盟店契約、第５条第２項に定める間接加盟店契約、第５条第３項に定める取決めに従って、加盟店コード（デビットカード取引に係るオンライン取引電文において加盟店を識別するためのコードをいう。）を端末機において使用するものとします。
12. 加盟店になろうとする者は、加盟店となるに際し、自身が現在暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
    (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

13. 加盟店になろうとする者は、加盟店となるに際し、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて機構の信用を毀損し、または機構の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

14. 加盟店は、暴力団員等もしくは第 12 項各号のいずれかに該当し、または前項各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

第３条（加盟店のデビットカード取引契約時の義務）

1. 加盟店は、顧客がデビットカード取引契約の申込をした場合、顧客の所持するカードを顧客をして端末機に読み取らせまたは顧客よりカードの引渡を受け自ら当該カードを端末機に読み取らせるものとします。
2. 加盟店は、端末機に表示された売買取引債務の金額を顧客に確認させ、当該カードの暗証番号を顧客に入力させるものとします。
3. 加盟店は、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されたときは、売買取引債務の弁済がなされたものとして取り扱うものとします。

第４条（取扱金額）

1. 加盟店は、１回あたりのデビットカード取引契約による売買取引債務の最高または最低限度額を定めることができるものとします。
2. 顧客のデビットカード取引契約による売買取引債務の金額、または同債務および現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。）による預貯金払戻しの１日あたりの累計額が、発行銀行の定める金額を超えるときは、デビットカード取引契約に係る口座引落確認はなされないものとします。

第５条（加盟店契約等）

1. 加盟店契約とは、顧客のデビットカード取引契約に関し、機構において加盟店登録をされた者を一方当事者とし機構の会員である一または複数の金融機関を他方当事者として、売買取引に基づく顧客に対する債権（以下「売買取引債権」といいます。）の移転等を目的として締結される契約をいうものとします。次項に定める加盟店銀行が、発行銀行との間で、当該発行銀行が発行するカードを加盟店で取り扱うことを機構所定の方法により合意した場合には、当該合意に基づき当該カードの加盟店での取扱いを定める加盟店契約を利用カード限定加盟店契約といいます。

2．直接加盟店は他の複数の法人または個人との間で、当該法人または個人の顧客のデビットカード取引契約に関する売買取引債権の譲受け等を目的とした契約を、加盟店契約の他方当事者である金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）所定の方式により締結することができます（当該契約を「間接加盟店契約」といいます。）。間接加盟店契約のうち、利用カード限定加盟店契約を締結した直接加盟店との間で締結されたものを、利用カード限定間接加盟店契約といいます。

3．任意組合はその組合員との間の組合契約において、当該組合員の顧客のデビットカード取引契約に関する売買取引債権の譲受け等を目的とする取り決めを、加盟店銀行所定の方式により締結するものとします。加盟店銀行が、発行銀行との間で、当該発行銀行の発行するカードを加盟店で取り扱うことを機構所定の方法により合意した場合には、当該合意に基づき当該カードの加盟店での取扱いを定める上記の組合契約を利用カード限定組合契約といいます。

第６条（本規約遵守義務）

加盟店は本規約および機構が定める規則・ガイドライン等を遵守するものとし、直接加盟店はその間接加盟店に対し、任意組合の代表者はその組合事業加盟店に対し、それぞれ本規約を周知徹底しこれを遵守させるものとします。

第７条（加盟店口座の開設または指定）

直接加盟店または任意組合代表者は、加盟店契約締結の際、デビットカード取引契約に伴う決済のため、加盟店銀行に直接加盟店または任意組合名義の口座を開設しまたは加盟店銀行にある同名義の口座を指定するものとします（かかる口座を以下「加盟店口座」といいます。）。

第８条（債権譲渡）

1．直接加盟店または任意組合は、加盟店契約の定めるところに従い、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、売買取引債権を加盟店銀行に対し指名債権譲渡の方式により売却するものとします。

2．間接加盟店または組合事業加盟店は、間接加盟店契約または組合契約の定めるところに従い、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、売買取引債権を直接加盟店または任意組合に対し指名債権譲渡の方式により売却するものとします。

第９条（手数料および実費）

1．直接加盟店または任意組合が加盟店銀行に支払うべき加盟店手数料の支払は、次のとおりとします。

(1) 直接加盟店方式および間接加盟店方式

直接加盟店は、各々の加盟店契約の定めに従い、個々の加盟店銀行が定める加盟店手数料を加盟店銀行に支払うものとします。

(2) 組合事業加盟店方式

任意組合の代表者は任意組合を代表して、各々の加盟店契約の定めに従い、個々の加盟店銀行が定める加盟店手数料を加盟店銀行に支払うものとします。

2. 直接加盟店または任意組合は、発行銀行に対し、直接加盟店およびその間接加盟店またはその組合事業加盟店が行ったデビットカード取引契約に係る顧客の口座引落可能照会または取消し等についての実費を件数に応じて支払うものとします。
3. 直接加盟店または任意組合は、前項の実費の支払を加盟店銀行に委託し、同金額を加盟店銀行に支払うものとします。
4. 金融機関加盟店は、発行銀行に対し、金融機関加盟店が行ったデビットカード取引契約に係る顧客の口座引落可能照会または取消し等（第２条第９項に定める照会を含むものとします。）についての実費を件数に応じて支払うものとします。

第 10 条（債権売買代金の入金）

加盟店が第８条の定めに従って行った売買取引債権の売却に伴う代金の決済は、次のとおりとします。

(1) 加盟店契約所定の日に、売買取引債権の額面額から前条および加盟店契約所定の金員を控除した金員が加盟店口座に入金されます。
(2) 間接加盟店方式または組合事業加盟店方式の場合、直接加盟店または任意組合は、前号に従い加盟店口座に入金された金員の中から間接加盟店契約または組合契約の定める金員を、その間接加盟店またはその組合事業加盟店に支払うものとします。

第 11 条（加盟店登録料等）

1. 直接加盟店および金融機関加盟店は、機構の理事会が別に定める加盟店登録料を、年１回機構に支払うものとします。
2. 組合事業加盟店方式の場合の任意組合代表者は、任意組合を代表して、機構の理事会が別に定める加盟店登録料を、年１回機構に支払うものとします。

第 12 条（地位譲渡禁止等）

1. 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は、本規約に定めるほか、売買取引債権およびその債権譲渡に係る対価支払請求権を第三者に譲渡、質入等することはできないものとし、またこれらの権利を第三者に譲渡、質入等していないことを保証するものとします。
3. 加盟店は、端末機等を、当該端末機等の使用目的または本規約に定める用途以外の目的のために使用または解析等をしてはならず、また第三者に使用等させてはならないものとします。

第 13 条（加盟店の取引拒絶禁止）

1. 加盟店は、次の場合を除き、正当な理由なくしてデビットカード取引契約の締結を拒絶してはならないものとします。

(1) 顧客が暗証番号の入力を発行銀行所定の回数を超えて間違えた場合
(2) 顧客が明らかに偽造、変造または模造と判断されるカードを提示した場合
(3) 顧客がカード名義人以外の者または不審者と判断される場合
(4) 第４条に定める場合

(5) 顧客が第２条第１項にいうデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているカードを提示していない場合（発行銀行が定めるところにより、デビットカード取引契約の締結に係る機能が制限されている場合を含みます。）
(6) 加盟店の都合によりその売買取引がデビットカード取引契約の対象外とされている場合
(7) 顧客が預貯金の払戻しによる現金の取得を目的としてデビットカード取引契約の申込をした場合
(8) 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
(9)利用カード限定加盟店においてデビットカード取引に用いることを発行銀行が認めていないカードの提示を受けた場合

2. 加盟店は、前項各号の場合において故意または重大な過失により取引拒絶を怠ったときは、カード名義人、発行銀行または加盟店銀行等に生じた損害を、カードの不正利用者等と連帯して負担するものとします。

第 14 条（デビットカード取引契約解消の場合の対応）

1. デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）または取消し等により適法に解消された場合（以下「解消」といいます。売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）、加盟店はその責任において次の対応をとることができるものとします。
(1) 取引当日に解消の申出がなされ加盟店がその申出に応じた場合
(ｲ) 加盟店は、顧客の所持するカードを顧客をして端末機に読み取らせまたは顧客よりカードの引渡を受け自ら当該カードを端末機に読み取らせた後、端末機から発行銀行に対し預貯金の引落しの取消しの電文を送信するものとします。
(ﾛ) この場合顧客の暗証番号の入力は不要とします。
(ﾊ) システム上取消しの電文を送信することが不可能な場合または当該カードの発行銀行が定めるデビットカード取引規定による預貯金の復元が取引当日中になされない場合、加盟店は本項第２号と同様の措置をとるものとします。
(2) 取引翌日以後に解消の申出がなされ加盟店がその申出に応じた場合
加盟店は、顧客に対して売買取引債務相当額の支払義務を負い、当該顧客に現金等にてこれを支払うものとします。

2. 前項第１号(ｲ)の措置により預貯金の復元がなされた場合、加盟店が有する売買取引債権譲渡の対価支払請求権は消滅するものとします。
3. 適法かつ正当な解消依頼であることの確認は、カードおよび口座引落確認書等の徴求および照合等により加盟店が行うものとします。
4. 加盟店より取消しの電文が送信されたときは、加盟店は送信権限の瑕疵を主張できないものとします。

第 15 条（加盟店登録任意抹消と加盟店契約終了等）

1. 直接加盟店、金融機関加盟店または任意組合は、１カ月前の書面による予告により、加盟店登録抹消日を明示し、機構の定めるところにより加盟店登録の抹消を機構に申請できるものとし、申請を受けた機構は加盟店銀行にこれを通知するものとします。この申請がな

された場合、機構は、申請された登録抹消予定日を以て加盟店登録を抹消するものとし、かかる登録抹消日を以て加盟店契約は終了するものとします。

2．加盟店登録の抹消を申請した直接加盟店または任意組合は、その間接加盟店またはその組合事業加盟店にこれを事前に通知するものとします。

3．直接加盟店または任意組合は、加盟店登録抹消日到来後直ちに、当該直接加盟店または任意組合の負担と責任において、当該直接加盟店およびその間接加盟店またはその組合事業加盟店に掲示されている加盟店標識を取り外すものとし、登録抹消日後加盟店は一切デビットカード取引契約を締結してはならないものとします。

4．前項に違反したことによって生じた全ての損害は、当該加盟店およびその直接加盟店またはその任意組合において負担するものとします。

5．金融機関加盟店は、加盟店登録抹消日到来後直ちに、当該金融機関加盟店に掲示されている加盟店標識を取り外すものとし、登録抹消日後は一切デビットカード取引契約を締結してはならないものとします。

6．第 4 項は前項の場合にも準用します。

第 16 条（加盟店登録抹消と加盟店契約解約等）

1．直接加盟店、金融機関加盟店または任意組合が次のいずれかに該当しまたは該当すると推知される場合、当該場合を認知した機構は、緊急を要するときを除き、速やかに当該直接加盟店、金融機関加盟店または任意組合に対する調査を実施するものとします。機構は、当該調査の後、または緊急を要する場合は当該調査を経ずに、当該直接加盟店、金融機関加盟店または任意組合において次のいずれかに該当すると判断された場合、直ちに当該直接加盟店、金融機関加盟店または任意組合の加盟店登録を抹消することができるものとします。間接加盟店または組合事業加盟店が次の第８号を除くいずれかに該当する場合、機構はその直接加盟店またはその任意組合の加盟店登録を抹消することができるものとします。直接加盟店または任意組合の加盟店登録を抹消したとき、機構は加盟店銀行および電気通信事業者に対しその旨を通知するものとし、通知を受けた加盟店銀行は加盟店契約を解約するものとします。

(1) デビットカードシステムを悪用していること又は悪用するおそれがあることが判明した場合

(2) 事業内容が法令または公序良俗に反すると認められる場合

(3) 暴力団員等もしくは第２条第 12 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 13 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 12 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(4) 一般人に著しい嫌悪感を与える程度にわいせつ性が高い商品の販売または役務の提供をしている場合

(5) 法令違反または犯罪行為を惹起させる可能性が高い商品の販売または役務の提供している場合

(6) 顧客からの苦情等により加盟店として不適当と判断された場合

(7) 本規約または機構所定の他の規程に違反した場合

(8) 第 11 条に定める加盟店登録料の支払を怠った場合

(9) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があり、または信用状態が著しく悪化していると認められる場合
(10) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
(11)その他前各号に準ずる事実が発生した場合

2．機構は、加盟店登録抹消後直ちにこれを当該加盟店に通知するものとし、加盟店登録申請書に記載された当該加盟店の住所宛に当該通知が通常到達すべき時を以て抹消されたものとします。

3．組合事業加盟店において第１項各号のいずれかの事由（第８号の事由を除きます。）が発生しまたは発生したと推知される場合については次のとおりとします。
(1)当該組合事業加盟店と組合契約を締結している任意組合の代表者は、自らまたは機構からの連絡により当該場合を認知したとき、速やかに当該組合事業加盟店に対する調査を実施しその結果を機構に書面で報告するものとします。
(2)当該任意組合の代表者は、当該組合事業加盟店において第１項各号のいずれかの事由（第８号の事由を除きます。）があると判断したとき、速やかに当該組合事業加盟店におけるデビットカード取引を停止させるものとし、当該停止がなされたことを確認した後これを機構へ書面で報告するものとします。

4．第１項各号の事由に該当した加盟店は、これによりカード名義人、発行銀行または加盟店銀行等に生じた損害を負担するものとします。同項各号の事由（第８号の事由を除きます。）に該当する加盟店が間接加盟店または組合事業加盟店であるときは、その直接加盟店またはその任意組合は、これによりカード名義人、発行銀行または加盟店銀行等に生じた損害を、当該加盟店と連帯して負担するものとします。

5．前条第３項ないし第６項は本条の場合に準用します。

第 17 条（届出）

加盟店は、機構が別に定める加盟店の取扱いに関する規則に定められた事項を機構に届け出るものとし、届出事項に変更が生じる場合、機構所定の時期に、機構所定の届出用紙により手続を行うものとします。

第 18 条（本規約の改定）

本規約は理事会の決議により改定され、機構は新規約を機構のホームページまたは機構所定の日刊新聞紙に掲載する等の方法により公示するものとし、新規約は公示に指定された時を以て効力を生ずるものとします。

第 19 条（本規約に定めのない事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項については、機構が別に定める加盟店の取扱いに関する規則等に従うものとします。

第 20 条（紛争処理）

本規約またはデビットカード取引契約に関して加盟店によるまたは加盟店に対する訴訟の必要が生じた場合、発行銀行を当事者とするものは同行の本店所在地を、機構を当事

者とするものは東京地方裁判所を、加盟店銀行を当事者とするものは加盟店契約に定める地方裁判所を、それぞれ第一審の専属管轄裁判所とします。

附　　則

（平成 26 年 10 月 1 日改正）
本規約に係る本改正は、平成 26 年 10 月 1 日に施行します。

（平成 29 年 7 月 5 日改正）
本規約に係る本改正は、平成 29 年 7 月 5 日に施行します。

（平成 30 年 2 月 7 日改正）
本規約に係る本改正は、平成 30 年 2 月 7 日に施行します。

以上